

厚岸町規則第23号

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町在宅要介護者介護用品給付事業実施規則（平成15年厚岸町規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「省令」という。」を削り、「要介護4又は要介護5」を「要介護3、要介護4又は要介護5」に改める。

第4条を次のように改める。

（給付額）

第4条 前条に規定する介護用品に係る給付額の年額は、要介護者1人当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 要介護3 36,000円
- (2) 要介護4又は要介護5 75,000円

第6条中「受けようとする者又はその介護者」を「受けようとする要介護者又はその家族」に改め、「厚岸町在宅要介護者介護用品給付申請書」の次に「（以下「申請書」という。）」を加える。

第7条第2項中「第4条」を「第4条各号」に改め、第3項を次のように改める。
3 給付券の使用期限は、当該年度の3月末日までとする。ただし、第8条第2号から第6号までの規定に該当するときは、給付の要件を喪失した日の前日までとする。

第7条の次に次の2項を加える。

- 5 年度の途中で第4条第1号の区分に基づく給付決定者が同条第2号の区分に変更があった場合においては、同条第2号に掲げる金額から同条第1号に掲げる金額を差し引いた額を、申請書により申請できるものとする。
- 6 町長は、毎年4月1日を基準日として、給付決定者に対して継続して介護用品の給付に係る意向を確認するものとする。

第8条第6号中「省令第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5のいずれにも」を「第2条第1号に」に改める。

別記様式第1号中

「

要 介 護 度	☐ 要介護4
	☐ 要介護5

」を「

要 介 護 度	☐ 要介護3
	☐ 要介護4
	☐ 要介護5

」

に、

「

要 介 護 度 状 況	☐ 要介護5・要介護4
	☐ 要介護3・要介護2・要介護1・要支援・非該当

」を

「

要 介 護 度 状 況	☐ 要介護5・要介護4 ☐ 要介護3
	☐ 要介護2・要介護1・要支援・非該当

」に改める。

別記様式第2号中「要介護4・5」を「要介護3・4・5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付した給付券の取扱いについては、なお従前の例による。